

重要事項説明書

(介護予防通所介護相当サービス)

株式会社 いちまん会

リハビリフィットネス デイdeジム

介護予防通所介護相当サービス 重要事項説明書

1. 法人の名称等

名 称	株式会社 いちまん会
代表取締役	上原 亮
所 在 地	沖縄県糸満市真栄里1 4 1 5 番地1
電話番号	0 9 8 - 8 4 0 - 8 6 4 3

2. 事業所の名称等

事業所名	リハビリフィットネス デイdeジム
所 在 地	沖縄県糸満市西崎6丁目12-8 506BLDG 2-B
電話番号	0 9 8 - 9 9 2 - 2 8 6 4
定員	1 単位 7 名 2 単位 7 名 3 単位 7 名 計 2 1 名
実施地域	糸満市
事業所番号	4 7 A 1 0 0 0 0 1 0

3. 事業の目的と理念

事業の目的	高齢者の方や患者さんが在宅での日常生活活動を保てるよう支援し、一人でも多くの要介護者等に対し、可能な限り自宅で自立した日常生活を送れるよう機能の維持回復を図るサポート役としての事業所を目指し、地域の福祉を担う立場として、誠心誠意をもって取り組みます。
理 念	① 五方よし ②全員主役 ③継栄 ①「利用者よし、スタッフよし、地域よし、会社よし、取引先よし」の五方よしを目指します。 ② 脇役は1人もいません。利用者もスタッフも全員が主役です。 ③ 良い時こそ謙虚に、悪い時こそ前を向き、継続して栄える会社を目指します

4. 事業所の職員体制

職種	人数	勤務形態	業務内容
管理者	1	常勤兼務 1 名	従業者の管理と事業所運営の管理、介護予防通所介護相当サービス計画の作成を行いますまた、従業者に対し資質向上と運営基準を遵守させるために必要な教育指導を行います。
生活相談員	2	常勤兼務 2 名	介護予防通所介護相当サービスの利用の申し込みに係る調整、利用希望者との面談、各種相談、他の従業者と相協力したサービスの実施関係機関との調整を行います。
機能訓練指導員	1	非常勤専従 1 名	利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
介護職員	3	常勤専従 1 名 常勤兼務 1 名 非常勤専従 1 名	介護予防通所介護相当サービス利用中における利用者の食事介助、排泄介助等を行います。

5. 営業日・営業時間・サービス提供時間・休業日

営業日	月曜日、火曜日、水曜日、金曜日、土曜日
営業時間	午前 8 時 20 分から午後 5 時 20 分
サービス提供時間	1 単位目 午前 9 時 15 分から午後 10 時 45 分 2 単位目 午前 11 時 45 分から午後 1 時 15 分 3 単位目 午後 2 時 15 分から午後 3 時 45 分
休業日	木曜日、日曜日、12 月 31 日～1 月 3 日

6. 介護予防通所介護相当サービス サービス内容

住み慣れた地域で、利用者が介護予防通所介護相当サービスの利用を通して、可能な限り居宅において日常生活を営むことができるよう支援していきます。

- ① 排泄：適切な排泄介助を行うとともに自立援助を行います。
- ② 運動器機能向上サービス：機能訓練指導員により個別のリハビリ訓練、身体機能の維持訓練を行います。
- ③ グループ訓練：生活面での指導援助・各種レクリエーションを実施します。
- ④ 健康チェック：血圧測定等、全身状態の把握致します。
- ⑤ 相談及び援助：利用者とその家族からのご相談を伺います。
- ⑥ TRX での介護予防訓練：機能訓練指導員により、身体機能の維持・向上訓練を行う。
- ⑦ 送迎：利用者のご自宅への送迎を安全に行います。

7. サービス利用料金

基本サービス料金 要支援の方 (1割自己負担)

要支援 1	436 円/回数(4 回まで) 月 5 回以上 1,798 円	
要支援 2	447 円/回数(8 回まで) 月 9 回以上 3,621 円	
加算	介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	1 ヶ月の所定単位数(基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数)に加算率 8.0%を乗じた単位数
実費負担額	レクリエーションやその他余暇活動に係る費用	

基本サービス料金 要支援の方 (2割自己負担)

要支援 1	872 円/回数(4 回まで) 月 5 回以上 3,596 円	
要支援 2	894 円/回数(8 回まで) 月 9 回以上 7,242 円	
加算	介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	1 ヶ月の所定単位数(基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数)に加算率 8.0%を乗じた単位数
実費負担額	レクリエーションやその他余暇活動に係る費用	

基本サービス料金 要支援の方 (3割自己負担)

要支援 1	1,308 円/回数(4 回まで) 月 5 回以上 5,394 円	
要支援 2	1,341 円/回数(8 回まで) 月 9 回以上 10,863 円	
加算	介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	1 ヶ月の所定単位数(基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数)に加算率 8.0%を乗じた単位数
実費負担額	レクリエーションやその他余暇活動に係る費用	

限度額を超えてサービスを利用した場合、超えた分は全額自己負担になります。

※所得に応じて、2割または3割自己負担になる場合もあります。

8. 秘密の保持

当事業所職員は、業務上知り得た利用者又は保護者若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。また、当事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他言する事のないように、当事業所の従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に含むものとします。

9. 個人情報の使用について

当事業所の従業者は、次の各号において、利用者と当該家族の個人情報を用いる場合は利用者と当該家族の同意を文書であらかじめ得るものとします。また、当事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、厳重に管理し、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

- ① 介護保険サービス利用のための担当者会議、市町村、居宅介護支援事業所その他の介護保険事業者、適切な在宅療養のための医療機関等への情報提供
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合利用者個人を特定できないように仮名を使用することを厳守します。

10. 緊急時の対応方法

サービス利用中、ご利用者に容態の変化、事故等があった場合は、主治医、利用者の家族等、関係機関、担当ケアマネージャーに連絡し、必要に応じて臨時応急の手当を行うと共に速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う事とする。

11. 事故発生時の対応方法

利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者、管理者に連絡を行い、必要な措置を講じます。

12. 非常災害対策

事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

13. 損害賠償責任

介護予防通所介護相当サービスの提供に伴って、当事業所の責任に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して損害を賠償致します。

14. サービスに関する相談・苦情等の窓口案内

相談・苦情相談責任者	管理者 幸喜 裕一郎
相談・苦情相談担当者	生活相談員兼介護職員 山城 初美
窓口問合せ電話番号	098-992-2864
窓口対応時間	午前8時20分から午後5時20分

窓口対応曜日	月・火・水・金・土 ※12月31日～1月3日は除きます
ご利用方法	電話受付・直接当事業所にて面談・当事業所に設置した相談・苦情受付用紙に記入専用箱へ投函

当デイサービス以外に、市町村の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

糸満市役所 介護長寿課	098-840-8133	8:30 ～ 17:15 (土日祝祭日を除く)
沖縄県介護保険広域連合	098-921-7800	8:30 ～17:00 (土日祝祭日を除く)
沖縄県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	098-860-9026	8:30 ～17:00 (土日祝祭日を除く)
沖縄県福祉サービス運営適正化 委員会（沖縄県社会福祉協議会）	098-882-5704	8:30 ～17:00 (土日祝祭日を除く)

1 5. 高齢者虐待防止に関する対策

人権の擁護・虐待の発生、その再発を防止するために高齢者虐待防止委員会を設置し、その結果について職員へ周知します。ほか、指針の整備、研修を実施します。サービス提供中に、該当事業所職員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 6. 身体拘束の適正化

利用者の身体拘束の適正化のために身体拘束適正化委員会を設置し、担当者を配置し定期的に開催し、その結果について職員への周知のほか、指針の整備、研修を実施します。原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、下記の通り、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由について記録します。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

17. 事業継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18. ハラスメントに関する事項

職員への次のようなハラスメントは固くお断りをします。ハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。当事業所の快適性、安全性を確保するためにもご協力をお願いします。

- （１）身体的暴力…身体的な力を使って危害を及ぼす行為。（例：コップをなげつける。たたく。唾を吐く）
- （２）精神的暴力…個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。（例：怒鳴る。威圧的な態度で文句を言い続ける。理不尽なサービスを要求する）
- （３）セクシャルハラスメント…意に沿わない性的誘いかけ、好意的な態度の要求等、性的ないやがらせ行為。（例：必要もなく手や腕をさわる。抱きしめる。卑猥な言動を繰り返す）

19. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	実施していない
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

(続柄)